

$$\begin{pmatrix} \text{令} & 7 & . & 6 & . & 1 & 1 \\ \text{デ} & & 3 & & - & & 1 \end{pmatrix}$$

説 明 資 料

〔国境を越えたEC取引に係る適正な課税に向けた課題〕

令和 7 年 6 月 11 日（水）

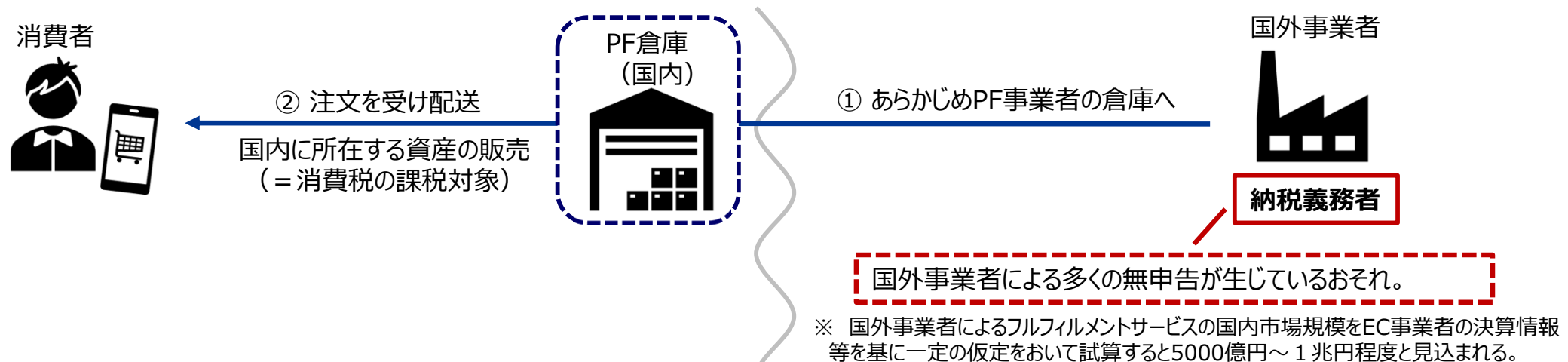
財 務 省

国境を越えたEC取引の課税関係と適正な課税に向けた課題

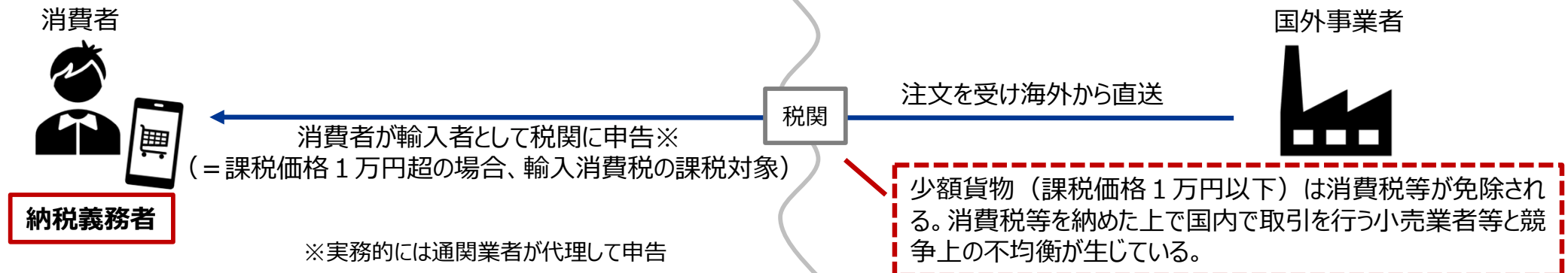
令和6年11月13日
経済社会のデジタル化への対応と
納税環境整備に関する専門家会合
財務省提出資料

- 国境を越えたEC取引には一般的に次の2つの形態が存在。
 - ① 国外事業者が、プラットフォーム事業者（PF）が管理する国内倉庫に一旦納めた商品をECサイトを通じて販売する場合（フルフィルメントサービス）。この場合、国外事業者が国内販売に係る消費税の納税義務を負う。
 - ② 国外事業者から海外直送する場合。この場合、国内消費者がその引き取り時に輸入消費税の納税義務を負う（少額は免税）。
- ①については、多くの無申告が生じている可能性があり、②については、少額な貨物が免税対象とされており、これらの取引について国内事業者との間に競争上の不均衡が生じているおそれがある。

【課題1】国外事業者による無申告が生じているおそれ



【課題2】少額貨物に係る国内事業者との競争上の不均衡



少額輸入貨物の課税フロー（EUと豪州の違い）

令和7年5月13日
経済社会のデジタル化への対応と
納税環境整備に関する専門家会合
財務省提出資料

◆ 第一回専門家会合（令和6年11月13日）で示した論点

【見直しを検討する場合の留意点】

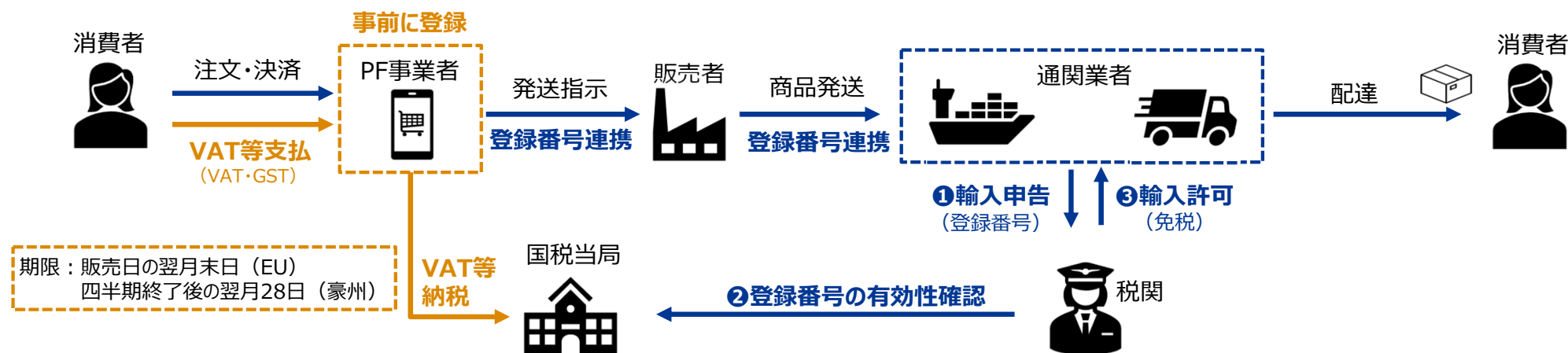
- EU方式と豪州方式のいずれを志向すべきか。

（参考）EU方式：少額輸入免税制度自体を廃止する方式（原則、登録を受けたEC事業者が納税）

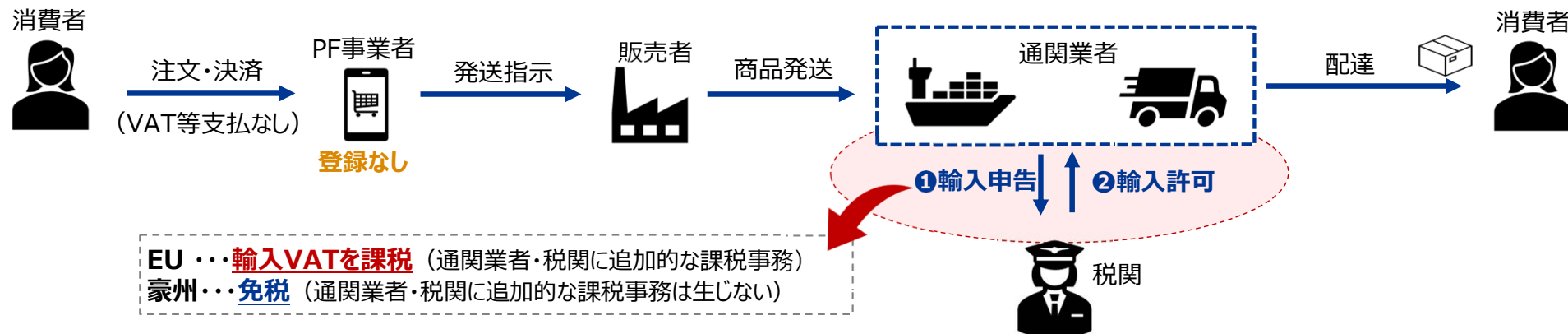
豪州方式：売上規模等が一定の閾値を超えたEC事業者に登録義務を課し、当該登録を受けた事業者による少額輸入貨物の取引についてののみ少額免税制度を廃止する方式

- 通関業者や税関の事務負担への影響、円滑な通関をいかに確保するか。

登録している場合 EU、豪州のいずれも販売時に課税、PF事業者等に納税義務



登録していない場合 EUは輸入時に課税、豪州は少額免税制度を適用



第1回及び第2回会合における主な意見

1. フルフィルメントサービスを利用する国外事業者による消費税の無申告への対応

- フルフィルメントサービスに関し、デジタルサービスと同様、物品販売についてもプラットフォーム事業者に納税義務を転換すべきでないか。

2. 少額輸入貨物に対する消費税の免税制度への対応

- 諸外国においては、少額免税制度の見直しが先行して進んでいる状況にあり、各国の状況等も参考にしながら少額免税制度の見直しを進めてほしい。
- 海外事業者による格安な越境ECが非常に伸びているが、このビジネスモデル自体が少額免税制度を利用したもの。国内事業者との競争においてアンフェアな状況であり、国内外の事業者間におけるイコルフットイングを確保するため、迅速に対応する必要。

(検討の方向性)

① 課税方式について

- 通関現場の負担を踏まえると、豪州方式を採用せざるを得ないと思う。
- 課税の公平性の観点から、中長期的にはEU方式も考えられるかもしれないが、通関の現場が対応できないのは明らかなので、当面は豪州方式を採用するのが良いのではないか。

② 国外事業者への執行について

- 豪州方式を採用する場合、国外事業者が納税義務を履行しない場合に対処する方策が必要。
- 国外事業者の国税当局への登録に関し、任意・義務に関わらず、登録を促していくことが重要。

3. 上記1、2に共通した意見

- 「フルフィルメントサービスにおける国外事業者の無申告」と「少額免税制度」への対応は、国外事業者がどちらかに流れることがないよう、同時に対応すべきでないか。
- 検討に当たっては、通関業務がいたずらに遅れること、徴税コストが上がってしまうことのないようなバランス感が必要。
- 越境ECを利用したBtoBの仕入れもあると認識しており、検討する上で意識してほしい。

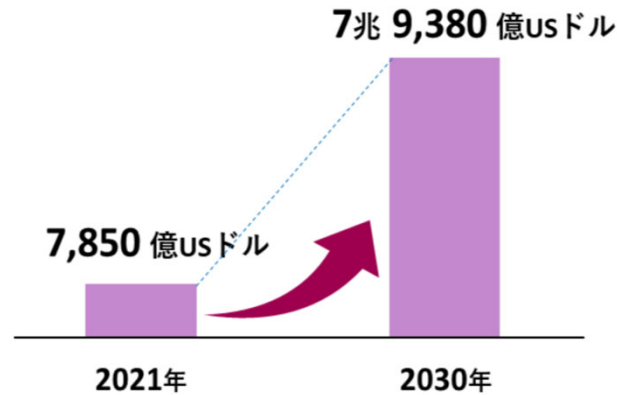
参考資料

国境を越えたEC取引の拡大について

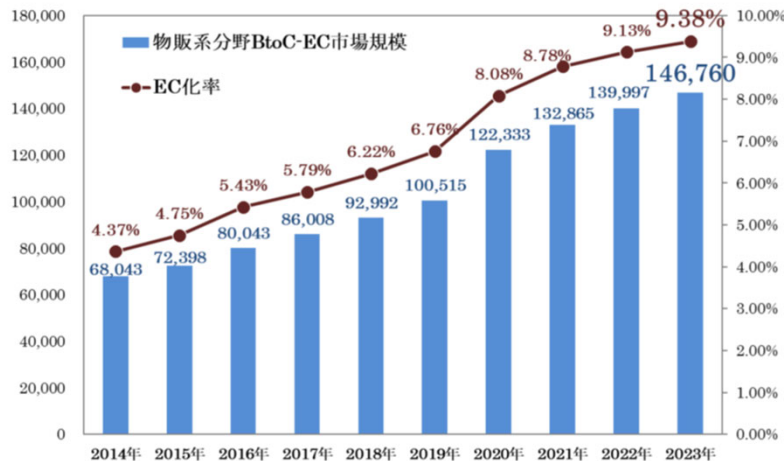
令和6年11月13日
経済社会のデジタル化への対応と
納税環境整備に関する専門家会合
財務省提出資料

- **近年、E C^(※)需要が大きく伸び、その後も堅調に市場規模が拡大。**更に、グローバル化やプラットフォーム経済の発展により、国外事業者が容易に他国市場へアクセスできるようになり、国境を越えたEC取引に係る世界の市場規模は、2030年には約8兆ドル（2021年の10倍）にも達すると指摘されている。
(※) Electronic Commerce：電子商取引
- **我が国においても、BtoC-EC市場の拡大**が続いており、国境を越えたEC取引を利用した**国外事業者からの個人輸入による購入も急増**。通常の輸入件数が横ばいの中、**消費税等が免除される少額貨物は、この5年間で5倍超に増加し、2024年で約1億7千万件**となっている。

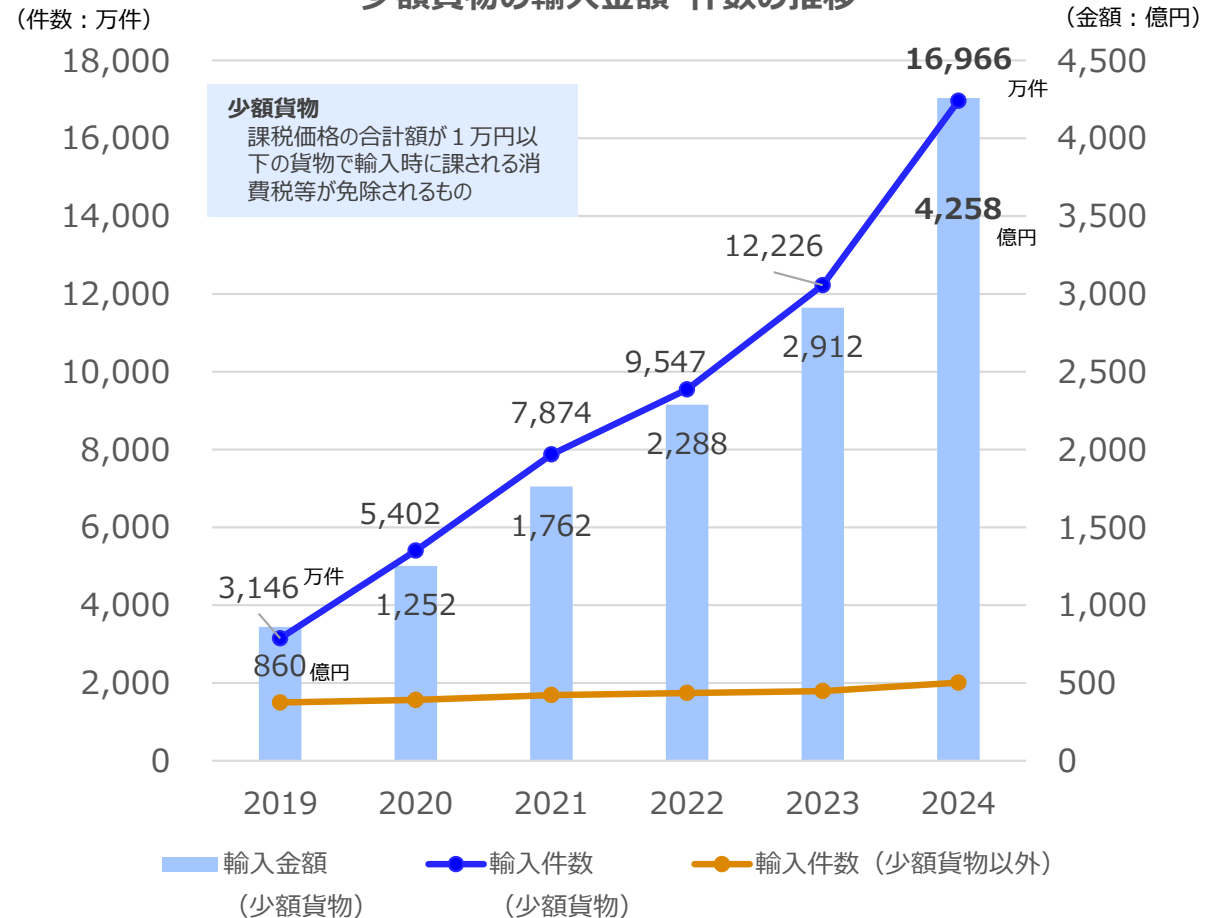
世界の越境EC市場規模の拡大予測



物販系分野のBtoC-EC 市場規模及びEC 化率の経年推移
(市場規模の単位：億円)



少額貨物の輸入金額・件数の推移

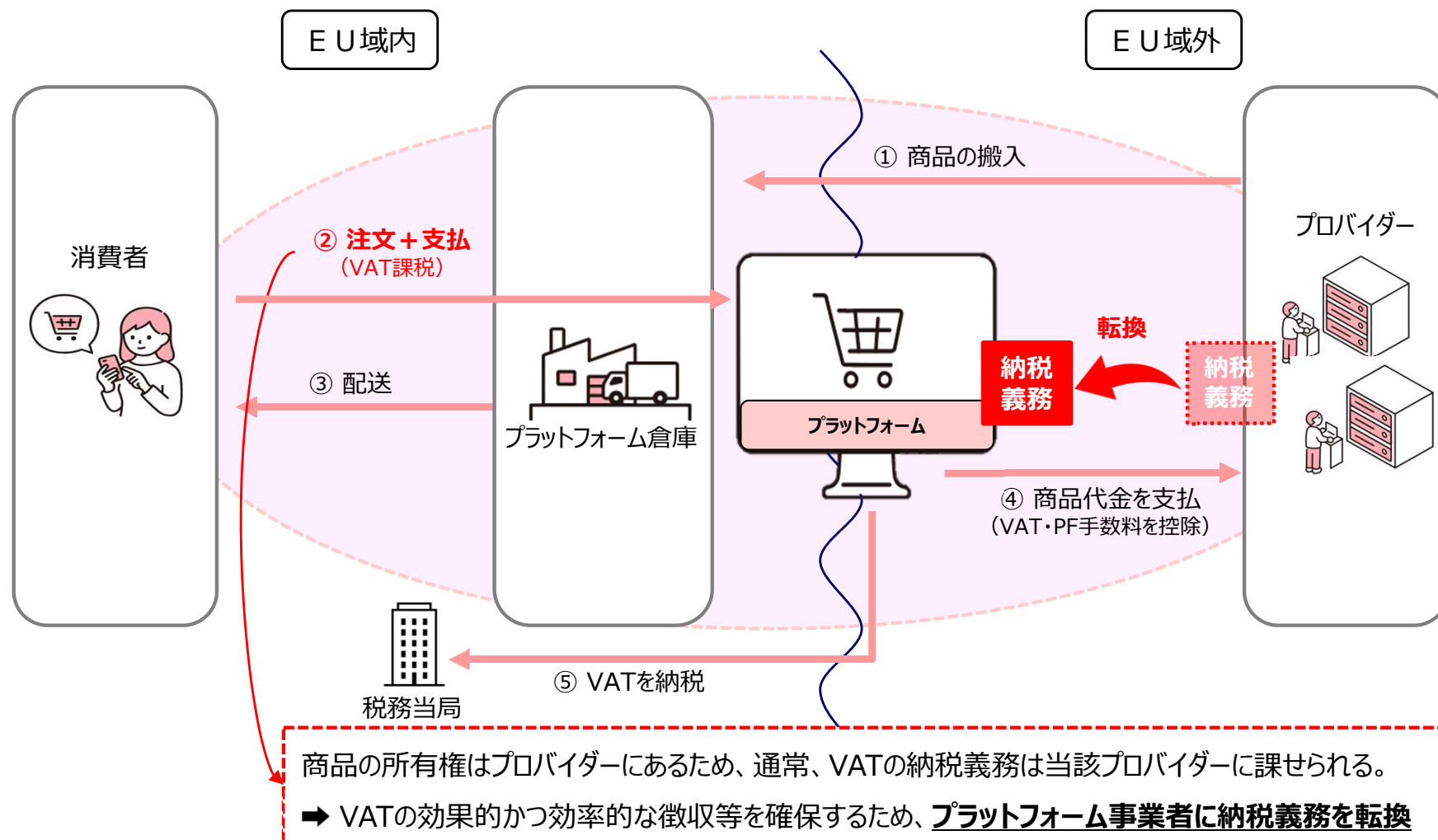


(出所) 財務省関税局

E Uにおけるプラットフォームを介した物販の付加価値税の課税方法（未定稿）

令和7年5月13日
経済社会のデジタル化への対応と
納税環境整備に関する専門家会合
財務省提出資料

- **EUは、2021年7月より**、付加価値税（VAT）の効果的かつ効率的な徴収を確保するとともに、税務当局、プロバイダー及び消費者の負担を軽減する観点から、**EU域外の事業者がプラットフォーム等を介して域内の倉庫から域内消費者に行う物品の販売について、プラットフォーム事業者が販売したものみなして課税する制度を導入**している。
- 同様の仕組みが、**イギリス**（2021年1月～）、**スイス**（2025年1月～）、**メキシコ**（2020年6月～）、**カナダ**（2021年7月～）等においても導入されている。



(注) プラットフォーム事業者が域内・域外どちらに所在する場合でも同様の仕組みとなる。

少額輸入貨物に対する免税制度に係るOECDにおける議論

令和6年11月13日
経済社会のデジタル化への対応と
納税環境整備に関する専門家会合
財務省提出資料

- OECDの報告書では、少額輸入貨物に対する免税制度は、税収減を生じさせるとともに、国内小売業者に対して不当な競争圧力を加え、将来的には国内の雇用等への悪影響があるため、こうした免税基準が現在においても適切かどうか検討すべきと指摘。
- その上で、少額貨物に対するVAT/GSTの納税義務をデジタルプラットフォーム事業者に課す仕組みの有効性を指摘。

OECD BEPSプロジェクト最終報告書（2015年）※BEPS: Base Erosion and Profit Shifting（税源浸食と利益移転）

- 少額輸入品に対するVATの免税が導入された当時は、インターネットショッピングは存在せず、免税の恩恵を受ける輸入品の量は比較的小さかった。近年、VATを有する多くの国では、VATが徴収されない少額商品の輸入量が大幅かつ急速に増加しており、その結果、VAT税収が減少し、国内消費者への販売にVATを課することが義務付けられている国内小売業者に対する不当な競争圧力が高まっている。
- また、上記の目前の問題だけでなく、将来的には、国内事業者が少額商品を免税で販売するために、第三国に移転するインセンティブとなり、国内の雇用や直接税の税収に悪影響を与える。
- 少額輸入貨物に対する免税基準は、デジタル経済の出現・発展より前に設定されたものであるため、この基準が現在においても適切かどうか検討を行う必要がある。

OECD報告書「オンライン販売に係るVAT/GST徴収におけるデジタルプラットフォームの役割」（2019年）

- デジタルプラットフォームに納税義務を課す仕組みは、オンライン販売による大規模な売上を有し、コンプライアンス能力のある、限られた数のプラットフォームを利用することで、税務当局のコストとリスクを軽減する可能性があるため、VAT/GSTの徴収の有効性を向上させる可能性があることが認識されている。無数のサプライヤーから徴収するよりも、行政コストとリスクは大幅に低く、コンプライアンスレベルは高くなる。
- 少額商品の輸入に対するこの仕組みの運用により、政府には少額輸入品に対するVAT/GST免除基準を撤廃または引き下げる機会が生まれる。また、少額輸入品に対するVAT/GSTの徴収を国境から移すことで、税関当局がこれらの輸入品に対するVAT/GST徴収に関わる必要性が制限または排除されるため、税関当局は健康と安全の確保、および、不正薬物、知的財産侵害品、違法取引に関連するその他のリスク（輸入品の誤申告や低価申告を含む）に関する重要なタスクに集中できるようになる。

少額輸入貨物の免税制度について（未定稿）

令和6年11月13日
経済社会のデジタル化への対応と
納税環境整備に関する専門家会合
財務省提出資料

- **諸外国においては、OECDにおける議論や近年における国境を越えたEC取引の拡大を踏まえ、国内事業者との競争上の均衡を図る観点から、少額輸入貨物の免税制度を見直す動きが広がっている。**

《 諸外国の少額免税基準 》 ※各国財務当局の公表資料等による

国名	付加価値税等の免税基準額	関税の免税基準額
EU	なし（2021年に廃止）	150ユーロ
イギリス	なし（2021年に廃止）	135ポンド
ノルウェー	なし（2020年に廃止）	3000NOK※4
米国	—	800ドル
豪州※1	なし（2018年に廃止）	1000豪ドル
ニュージーランド※1	なし（2019年に廃止）	1000NZドル
シンガポール※1	なし（2023年に廃止）	なし
韓国	150米ドル	150米ドル
日本	1万円※2,3	1万円※2,3

※1 これらの国では、一定の閾値を超えた事業者に登録義務を課し、当該登録を受けた事業者による少額輸入貨物の取引についてののみ少額免税制度を廃止している。

登録義務の閾値 豪州：7万5千豪ドル（約760万円）、ニュージーランド：6万NZドル（約550万円）、シンガポール：100万Sドル（約1億1千万円）

※2 酒税、たばこ税等の内国消費税は免除されない。また、一部の品目（米、砂糖、革製品等）は適用除外。

※3 個人使用貨物の課税価格決定の特例（卸取引価格への換算）：関税定率法上、個人的な使用に供される輸入貨物については、消費者が購入した金額が課税価格となるのではなく、その商品の卸取引の段階で取引された場合の価格とされており、**海外小売価格（ECサイトの表示価格）に0.6を乗じた金額が課税価格に該当することとなる。**そのため、実体上、**16,666円（16,666×0.6＝10,000）が免税上限額となる。**

※4 税務当局に少額貨物に係るVAT納税を行う登録事業者について、上記の免税基準が適用される。

少額貨物に対する諸外国の課税状況

令和7年5月13日
経済社会のデジタル化への対応と
納税環境整備に関する専門家会合
財務省提出資料

- OECD の取りまとめた“Consumption Tax Trends 2024”によると、付加価値税等を導入していない米国を除く、**OECD加盟国37か国**のうち、**少額貨物に付加価値税等を課税する国は27か国**、**免税としている国は10か国**と整理されている。

Annex Table 2.A.9. VAT Treatment of Imports of Low-Value Goods

Country	VAT treatment ¹	Currency	Exemption threshold In local currency ²	In USD ³
Australia ⁴	T	-	-	-
Austria ⁴	T	-	-	-
Belgium ⁴	T	-	-	-
Canada ⁴	E	CAD	20 (40)	17 (34)
Chile ⁴	E	USD	-	41
Colombia ⁴	E	USD	-	200
Costa Rica ⁴	E	USD	-	500
Czech Republic ⁴	T	-	-	-
Denmark ⁴	T	-	-	-
Estonia ⁴	T	-	-	-
Finland ⁴	T	-	-	-
France ⁴	T	-	-	-
Germany ⁴	T	-	-	-
Greece ⁴	T	-	-	-
Hungary ⁴	T	-	-	-
Iceland ⁴	E	ISK	2 000	13
Ireland ⁴	T	-	-	-
Israel ⁴	E	USD	-	75
Italy ⁴	T	-	-	-
Japan ⁴	E	JPY	10 000	106
Korea ⁴	E	USD	-	150
Latvia ⁴	T	-	-	-
Lithuania ⁴	T	-	-	-
Luxembourg ⁴	T	-	-	-
Mexico ⁴	E	USD	-	50
Netherlands ⁴	T	-	-	-
New Zealand ⁴	T	-	-	-
Norway ⁴	T	-	-	-
Poland ⁴	T	-	-	-
Portugal ⁴	T	-	-	-
Slovak Republic ⁴	T	-	-	-
Slovenia ⁴	T	-	-	-
Spain ⁴	T	-	-	-
Sweden ⁴	T	-	-	-
Switzerland ⁴	E	CHF	62	64
Turkey ⁴	T	-	-	-
United Kingdom ⁴	T	-	-	-

Notes
* See country notes.
This table shows VAT collection thresholds below which the importation of goods dispatched from abroad to a customer in the given jurisdiction is exempt from VAT (VAT low-value import relief threshold). It does not cover other import scenarios such as imports of goods exchanged between private individuals or imports of goods in the personal luggage of travellers. It is recognised that imports of excisable goods are generally excluded from these VAT low-value import reliefs.
1. VAT treatment: this column shows situations where the importation of such goods is free of VAT (E) or taxed (T).
2. For Chile, Colombia, Costa Rica, Israel, Korea and Mexico, the threshold is not provided in local currency in national legislation but in USD. Except stated otherwise in the country notes, the amount reflects the intrinsic value of the goods (excluding freight, insurance and other costs and taxes).
3. Amounts are converted into USD at Purchase Parity Rates (PPPs) for GDP 2023.
4. Member States of the EU are bound by EU VAT and Customs legislation.
Source: National delegates. Position as of 1 January 2024.

CONSUMPTION TAX TRENDS 2024 © OECD 2024

課税

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、イギリス **【27か国】**（下線はEU非加盟国）

（参考）OECD加盟国以外では、シンガポール、タイ、ベトナム、ブラジル、カザフスタン、マレーシアにおいても課税されている（出所：EC事業者HPより）。

免税

カナダ、チリ（注1）、コロンビア、コスタリカ、アイスランド、イスラエル、日本、韓国、メキシコ、スイス（注2） **【10か国】**

（注1）左記資料上は免税とされているが、EC事業者等にVATの納税義務を課す改正法が2024年11月に公布され、2026年1月から開始される見込み。

（注2）左記資料上は免税とされているが、少額貨物をスイスの消費者に年間100,000スイスフラン（約1,700万円）で発送する場合、販売者にVATの納税義務を課す制度が2019年1月から導入されている。

（出典）OECD (2024), Consumption Tax Trends 2024: VAT/GST and Excise, Core Design Features and Trends, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/dcd4dd36-en>.

◆ 日本の少額免税制度について国内の事業者団体や関係事業者から寄せられた意見

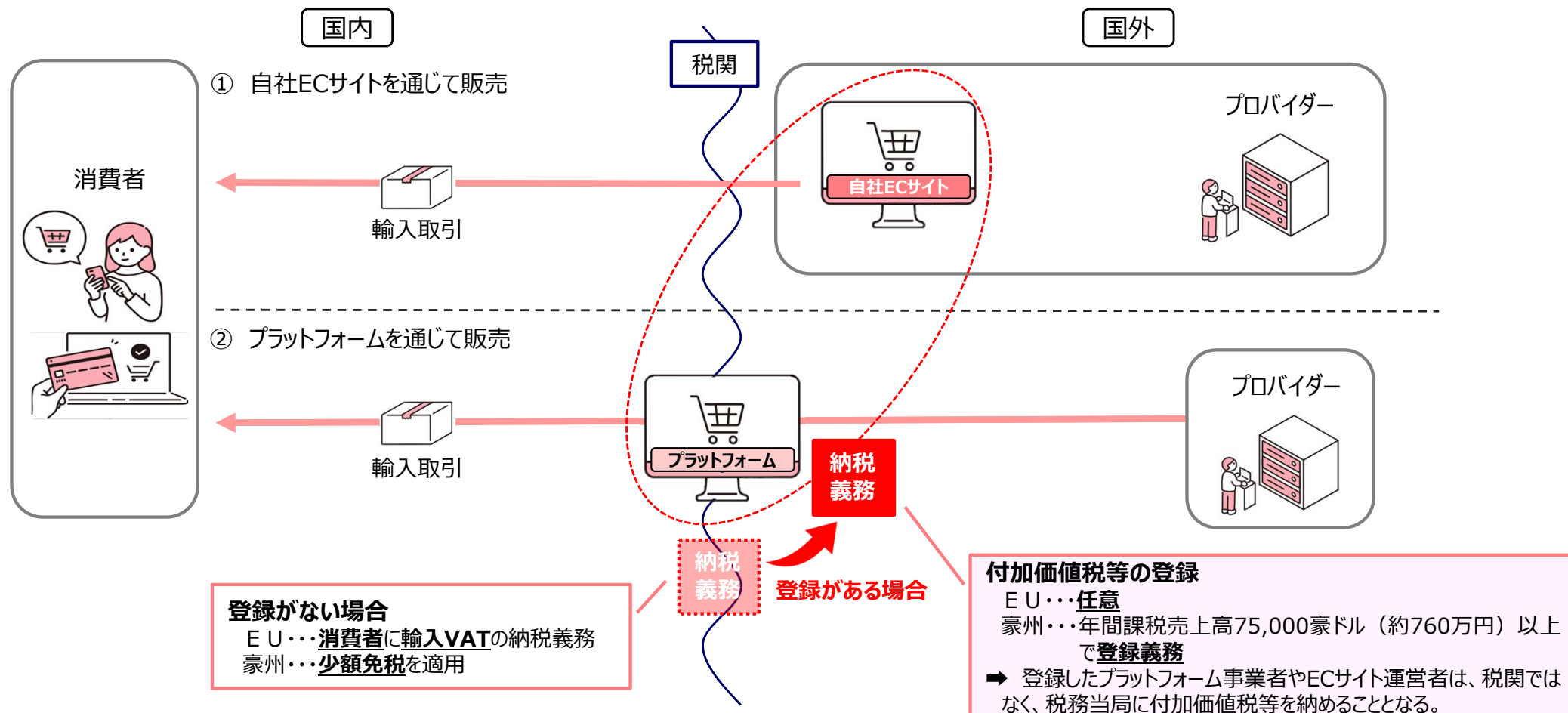
- 海外直送を主体とするECは、国内事業者に対して価格競争力が大きく、国内事業者にとって既に脅威となっており、このままだとさらに市場のシェアが奪われかねない状況（経済団体、PF・EC事業者）。
- 特に低価格帯の商品を取り扱う国内EC等にとっては、少額免税制度による競争不均衡のインパクトが大きく、問題（PF・EC事業者）。
- 業界全体の危機意識は低いが、知らぬ間にシェアが奪われる可能性があり、非常に危機感を感じている（日用品製造業）。
- 今後、日本国内で海外直送ECの存在感がさらに増せば、競争上の脅威となる可能性があり、また、適正な課税や国内のEC事業者とのイコールフットINGの確保という観点から、少額免税制度の見直しを進めてほしい（経済団体）。

少額輸入貨物に係る付加価値税等の課税方法（E U・豪州）（未定稿）

令和6年11月13日
経済社会のデジタル化への対応と
納税環境整備に関する専門家会合
財務省提出資料

- **E Uでは、2021年7月より、150ユーロ以下の少額貨物について、税務当局に登録を行ったEC事業者・プラットフォーム事業者に、VATの納税義務を課す制度が導入**されている（登録は任意）。**登録を受けていない場合**には、従前どおり通関時に輸入VATが課され、**消費者がその納税義務を負う**こととなる。
- **豪州は、2018年7月より、一定規模以上のEC事業者・プラットフォーム事業者については、税務当局への登録義務を課した上で、少額貨物に対するGST免税を廃止**。当該事業者は申告納税義務を課す仕組みはE Uと同様であるが、E Uのように全ての事業者を対象とするのではなく、**売上が基準に満たないもの**については、**引き続き少額免税が適用**される。

（参考）上記又は上記に類似する仕組みがイギリス、ニュージーランド、シンガポール、ノルウェー等で導入されている。



（注）少額輸入貨物以外（150ユーロ超、1000豪ドル超）の場合には、登録の有無にかかわらず、全て通関時に輸入付加価値税等が課される。

EU方式と豪州方式とのメリットと課題について

令和7年5月13日
経済社会のデジタル化への対応と
納税環境整備に関する専門家会合
財務省提出資料

○ EU方式と豪州方式の違いとしては、

- ・ 税務当局への登録が任意であるか、一定規模以上の事業者に対する義務であるか、
 - ・ 登録のない事業者の少額貨物について、輸入時に課税するかどうか、
- の2つが挙げられる。これらについて、それぞれのメリットと課題を整理すると次のとおり。

(参考) 主な国の課税方式

EU方式 … EU加盟国、ノルウェー
豪州方式 … 豪州、NZ、英国、シンガポール、
スイス

EU方式（任意）

登録義務 の有無

- 輸入時課税と組み合わせることで、円滑な通関確保のために登録を行うインセンティブが生じる。※
 - 適正な申告を行わない者の登録を取り消すことができるため、輸入時課税との組み合わせにより適正な課税の確保が期待される。
 - 規模の大きい事業者やプラットフォーム事業者であっても、登録が行われない可能性。
- ※ EUにおいては、特定の国で登録することで、すべての加盟国分の申告をワンストップで行うことが可能。そうした点での登録のインセンティブも存在。

豪州方式（義務）

- 一定規模以上の者を対象とすることで、小規模事業者や徴税コストへの配慮となる。
- 一定規模以上の事業者に対して、一律に登録を求めることとなるため、公平性・中立性に資する。
- 登録義務の閾値次第では、登録事業者の取引との公平性・中立性が阻害される可能性。
- 納税義務を履行しない国外事業者等に対して、登録の取消権を行使できない。

EU方式（あり）

輸入時課税 の有無

- 登録がない場合にも課税されるため、取引間の公平性・中立性が確保される。
- 通関業者・税関の現場に相当の負荷を生じさせ、円滑な通関が確保できない可能性。
- 登録が任意で、事業者の登録の有無も公表されていないため、販売時に課税されるのか、輸入時に課税されるのか、消費者にとって不透明。
- 少額免税制度を完全に廃止しているため、登録番号の連携エラーによる二重課税（販売時・輸入時双方で課税）が豪州方式よりも生じやすい。

豪州方式（なし）

- 少額貨物を輸入時に課税するという追加的な負担は生じないため、引き続き円滑な通関が確保される可能性。
- 販売時課税のみとなるため、消費者の予見可能性に資する。
- 二重課税が基本的には生じない。
- 登録義務を履行しない国外事業者等について、いかに納税を確保するかという執行上の課題がある。

事業者団体、関係事業者から寄せられた意見

令和7年5月13日
経済社会のデジタル化への対応と
納税環境整備に関する専門家会合
財務省提出資料

- EC事業者、通関業者及び郵便事業者に対し、EU及び豪州の制度に対する評価や制度を見直す場合の課題等を聴取。

EU方式・豪州方式に対する評価

EU方式

- 導入当初は混乱があったが、現在は問題なく実施できている（通関業者）。
- 課税対象となる貨物、郵便物が大幅に増加し、負担が増大。コンプライアンスの低い通関業者等により処理が追いつかず、処理遅延や貨物の滞留が発生することもある（通関業者等）。
- EUにおいては、登録番号（IOSS番号）の連携ミス、インボイスの不備、IOSSの対象とならない酒・たばこ等（輸入時に個別間接税とともに課税する物品）をECサイトでも課税する等、二重課税が生じる場合がある（PF・EC事業者、通関業者等）。

豪州方式

- 豪州で二重課税が生じたケースを経験したことはない（PF・EC事業者、通関業者等）。
- 豪州や豪州方式を採用するシンガポールへの対応については、特段の問題もなく導入することができた（通関業者等）。

【制度を見直す場合の課題等】

- ・ 登録の在り方がEU方式のように任意となると、顧客への分かりにくさが生じるため、一定規模以上のEC事業者等を広範囲に対象とすべき。一方で、PF事業者に申告納税を求める場合、対象となる基準を大きく設定してほしい。
- ・ EU方式のように少額でも輸入時に課税する場合、通関業者の通関作業や立替に係る負担が大幅に増加するとともに、消費者が負担する手数料が増加する可能性もある。また、そのことによって消費者の顧客満足度が低下することを懸念。
- ・ ECサイト上で少額貨物を判定（複数の貨物をまとめて発送する場合や為替等）できるかが課題。また、商品が発送される場所、少額貨物かどうか、適用税率などを販売者からの申告に基づき把握する必要があるが、その責任は負いきれないため、一定のセーフハーバーが必要。
- ・ 制度の内容にもよるが、制度が見直された場合、システム改修や顧客、配送業者、販売者への周知等を含め、少なくとも1～2年の準備期間が必要となる。